

## 和歌山市公立保育所民営化等基本方針

### 概況

本市では、平成18年4月現在公立保育所2,230名、私立保育所4,680名の定員に対して、それぞれ充足率71.1%、105.4%として設置、運営を行っているところです。公立保育所25園の中にあつて、木造施設の6園については平均築経過年数が34.8年となり全般的に老朽化が進んでいます。今後、公立保育所のあり方を検討するとき、園児の安全確保、保育環境の改善のための整備を図るとともに、本市の財政規模に照らし公立保育所として維持すべき施設数等の方向性を考える時期に立ち至っています。

新エンゼルプラン、次世代育成支援行動計画等の策定が進められ、平成10年に国から示され、その後平成13年に改正された「規制緩和推進3か年計画」の中では、福祉医療分野において「公立保育所の民間委託」が盛り込まれています。民間における保育に関して一定の水準が確保できるため、「民にできることは民に」という考え方に従って、民間事業者に委託することが可能であることを示しています。

また、平成17年度の施設整備につきましては、交付金化されることに伴いポイント制が導入され、施設整備の国庫補助が困難な状況にあります。さらに、平成18年度から公立保育所の施設整備については、三位一体改革により補助金・交付金が見直されたことで、国庫補助協議の対象とならなくなり地方交付税措置となりました。

福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービス全体が措置制度から民間契約へと大きく変化する中で、公立保育所においては費用対効果が求められています。

こうした中、和歌山市におきましても「保育所運営懇談会」において、公立保育所の適切な運営を検討していただき、順次民営化、建替、統廃合等を行ってきたところです。

### 課題

多様な事業の実施には、公立の保育所では施設の整備費用や人件費が、市単独予算になるため実施が困難となる現状があります。さらに、施設の老朽化に対しては修繕・改築等が避けられない状況になっています。平成17年度決算によると、運営に要した費用を年間の延べ人数で割り戻した場合、公立保育所では1人当たり1ヶ月100,648円、民間では66,871円となります。さらに公立の整備については、市単独の費用が必要です。

そうした中、財源不足による民営化については、地域の保育ニーズを十分把握する必要があり、単に行政改革による民営化ではなく、保育の質を維持したうえ最小の経費でより大きな効果を求める必要があります。

そこで、公立保育所に関する和歌山市公立保育所整備計画を策定し、市民の皆様方や関係者のご理解を得て計画を進める必要があると考えます。

### 民営化についての考え方

公立保育所の民営化に関しては、保育需要が多様化する中、現状の公立保育所の施設・運営では対応が困難となってきました。すなわち、今後公立保育所の施設整備に際して

は民営化、存続のいずれかを選択しそれぞれに適合した施設機能を考える必要があります。

そのため公立保育所の実態について把握し、より効率的な運営のためにコスト面での削減を図ることはもとより、民営化により配置換えが必要となる職員については、他の保育所に配置し、体制の充実を図る一方、民間保育所の運営において補完すべき施設については、その存続意義を明確にすることで、公立保育所で担うべき保育は何かを考え、行政で果たさなくてはならない保育事業として、例えば障害児に対する特別保育等の人的、時間的に過重なものや、病後児保育等の新たなニーズに対応するものについては、公立保育所として取り組むべきであると考えます。

民営化後の民間施設の運営に関しましては、市場競争原理に基づくサービスの向上が図られるものと考えます。また、存続として決定した公立保育所についてもより質の高い保育を低コストで運営することを念頭に改革します。

こうした中、公立保育所について民営化を検討するとき、在園児にとっての影響を考慮し民営化の手法を精査したうえで事業を進めたいと考えています。

#### 計画の策定

公立保育所25園について、それぞれの施設ごとに現況と照らし要件を検討するものとし、該当する施設について平成18年度中に基本方針を策定、平成19年度中に整備計画を策定し、平成21年までに第1次の計画を実施に移すものとします。

本市の場合公立保育所25園のうち、家庭支援推進施設及び公立保育拠点施設については、公立保育所としてそれぞれの施設が市域を分担できるように存続させるとともに、公立保育所の役割に加えさらに効率的な運営を行うものと考えます。

それに伴い、必要となる施設整備については適正を判断し実施するものとしています。

それ以外の公立保育所については、民営化や統廃合を実施することで適切な公立施設の数となるものと考えます。

一方、平成19年度から平成23年度までの5年間については、原則として市単独の創設・拡張の各整備は実施しないものとします。一方、大規模修繕等の緊急に修繕等を要するような整備については、その緊急性・危険度を判断しやむを得ない整備に限り対象とします。ただし、民営化に伴う施設整備については、原則として民営化先の運営主体が施設の整備を行うものとします。なお、公立保育所として存続する施設について、単に定数のみの児童を保育する施設とせず、就学前児童に対する育児全般を捉え機能を充実させるものとします。

ただし、計画の期間中であっても必要と考えられる見直しは行えるものとします。

#### 民営化の手法

具体的な民営化に向けては、保育所の運営の安定性、継続性を勘案すれば民営化先の法人について、規制緩和に伴って学校法人や株式会社等も事業主体として加えられますが、保育事業が第2種社会福祉事業である点や、地域福祉の担い手である点を考慮すれば、社会福祉法人とすることが望ましいと考えます。

社会福祉法人の選定に際しては、周辺の施設設置状況や社会福祉法人の状況を勘案して、複数法人が候補となるケースでは公募した後選考する場合と、他に候補となる法人が存在しないと認められる場合に、当該法人のプレゼンテーションにより資格審査を行う場合があります。

法人決定後、基本的に資産については、建物は原則無償譲渡（補助金、起債等の状況により有償とする場合もある。）、用地は無償貸与として考えています。

老朽化した公立施設については、保育の安全性を確保する観点から施設整備を民営化に先立ち行うものとし、民営化対象施設に関しては、当該保育所の安全性が確保されたうえで民営化するものとし、

施設の整備を必要としない場合には、原則として使用貸借を許可するものとし、例外として有償譲渡できるものとし、

#### 廃園の手法

廃園として決定した公立保育所については、廃園時期に向けて概ね3年前を目処に新入園児の募集を条件付とするとともに、入園に際しては十分説明を行うものとし、廃園と決定する場合、周辺の就学前児童数の推移等から少子化等の影響を考慮した結果、児童の増加は見込めないことが条件であり、廃園の後再建は少なくとも5年間は行わないものとし、

#### 統合の手法

統合先となる施設については、受け入れの態勢を整備するものとし、受入枠の定員を確保するものとし、それに先立ち、受入に向けて合同保育等の実施を計画するものとし、統合する施設については、早晩周知するとともに転園に際して支障のないように配慮します。受け入れ先の施設に対しては、転園する児童が不利な扱いを受けないよう、特段の配慮を促すこととし、

#### 廃園：公立保育所廃園の要件

保育所所在の地元地域への説明会を十分行っていること。  
特別保育事業を行っていない。実施のための費用対効果が見込めないこと。  
当該保育所の近隣に受入可能な公立・私立保育所が存在すること。  
当該保育所の充足率が概ね過去3年間60%を下回っていること。  
保育所運営懇談会の意見として廃園が決定していること。

#### 統合：公立保育所の他の施設との統合の要件

保育所所在の地元地域への説明会を十分行っていること。  
施設の築経過年数から、建替えが必要であると認められること。  
統合先となる他の保育所が、近隣に存在するか、統合後に受入態勢が整っていること。  
統合による統合先の施設の定員増加や事業の多様化が可能であること。  
子ども園として統合の可能性を含め検討すること。（幼稚園との統合）  
統合により特別保育事業等の実施を妨げないこと。  
統合による施設整備費用が必要ない場合優先順位は高いこと。（原則として）

#### 民営化：社会福祉法人等への移管

保育所所在の地元地域への説明会を十分行っていること。  
移管先となる社会福祉法人等の公募等による選定が可能であること。  
保育所施設に係る行政財産及び補助金等の財産処分に関し、問題となる事象がないこと。  
移管に際する施設の建替え等が必要な場合等、法人に十分な資産を有していること。  
社会福祉法人化による特別保育事業等の実施が見込めること。  
移管による施設整備費用が必要ない場合優先順位は高いこと。（原則として）

#### 民設民営化：民間事業として実施できるもの

保育所所在の地元地域への説明会を十分行っていること。  
保育所施設に係る行政財産及び補助金等の財産処分に関し、問題となる事象がないこと。（起債償還，補助金返還，財産処分等）  
民営化による施設整備費用が必要ない場合優先順位は高いこと。（原則として）

#### 公設民営化：既存の施設で運営を社会福祉法人等に委託

委託先となる社会福祉法人等の公募等による選定が可能であること。  
運営委託による特別保育事業等の実施が見込めること。  
保育所施設に係る行政財産等の有償・無償の貸借が可能であること。  
社会福祉法人の規模から見て複数施設の運営が可能であると認められること。

存続：現施設の存続

周辺に受入可能な公立・私立施設がないこと。

施設整備等の状況から行政財産の資産価値が高く、特別保育等の事業の実施により効率的な運営が可能であること。

特別保育事業等の実施によりさらに保育需要が高まることが見込めること。

家庭支援推進施設又は公立保育拠点施設として、その役割が果たせること。